

【第6章 成年後見制度利用促進基本計画】

1. 成年後見制度について

(1) 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方(本人)について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選び、成年後見人等が本人の不動産や預貯金等の財産を管理したり、必要な福祉サービスや医療が受けられるよう利用契約の締結や医療費の支払いなどを行うことで、本人を法律的に支援する制度です。

(2) 成年後見制度利用促進基本計画策定の背景と趣旨

近年、日本においては、高齢化の進行に伴い認知症高齢者や一人暮らしの高齢者が増加する傾向があります。また、知的障害、精神障害においては、金銭管理や日常生活を営むのに必要なサービスの情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方もいます。権利擁護(日常生活自立支援)事業の利用状況や相談状況を見ると、成年後見制度利用のニーズは高まってきており、成年後見制度を必要とする方々を支援する環境の整備が必要となっています。

こういった状況の中、国では平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、基本理念として「成年後見制度の理念の尊重」、「地域需要に対応した成年後見制度の利用の促進」、「成年後見制度の利用に関する体制の整備」を掲げ、関係者や関係機関との連携や体制づくりを推進しています。

また、この法律では、「市町村成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」の策定に努めることとされており、市としても成年後見制度の利用に関する現状や課題把握を行い、制度利用の促進や必要な体制整備について計画的に取り組んでいくところでもあります。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として位置づけます。

また、一人ひとりが地域で支えあいながら共に暮らしていく地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりとした「第四次うま市地域福祉計画」と連携し、同一の理念のもと一体的に策定していることから、本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

成年後見制度の利用の促進に関する法律 ※抜粋

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 略

3. 市町村計画に盛り込む内容

国の成年後見制度利用促進基本計画においては、市町村計画に盛り込むことが望ましい内容として、(1)～(5)を上げています。本計画策定においても、以下の内容を踏まえて策定しています。

- (1) 地域連携ネットワークの3つの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定めるものであること。
- (2) チームや協議会等といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させるものであること。
- (3) 地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、並びにそれらの機能の段階的・計画的整備について定めるものであること。
- (4) 既存の地域福祉、地域包括ケア、司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とすること。
- (5) 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方についても定めること。

また、市町村成年後見制度利用促進計画で掲げる体制づくりについては、以下の整備が必要です。

「市町村成年後見制度利用促進基本計画」で示す体制づくり

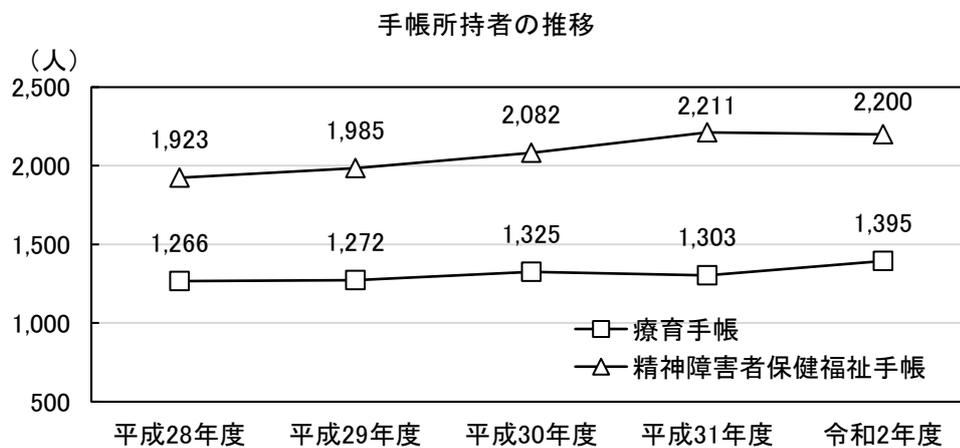
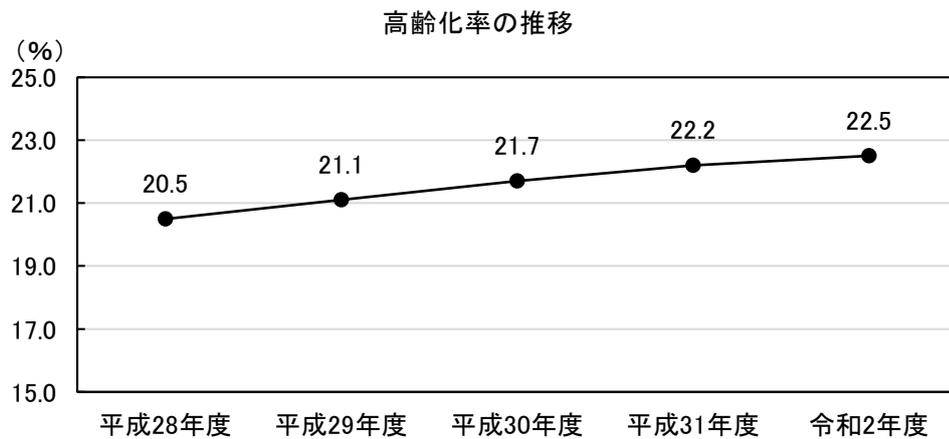
項 目	役 割
①権利擁護支援の地域連携ネットワーク	相談窓口から支援につなぐ仕組み
②チーム	本人を見守るチーム
③協議会	地域連携や体制づくりを進める合議体
④中核機関	地域連携ネットワークのコーディネートを担う

4. 市の現状と課題

(1) 対象者の推移

本市の高齢化率は、22.5%であり、高齢者の単身世帯数は、8,926世帯、要支援・要介護認定者数は、5,473人となっています。また、知的障害者は、1,395人で精神障害者は、2,200人となっております。

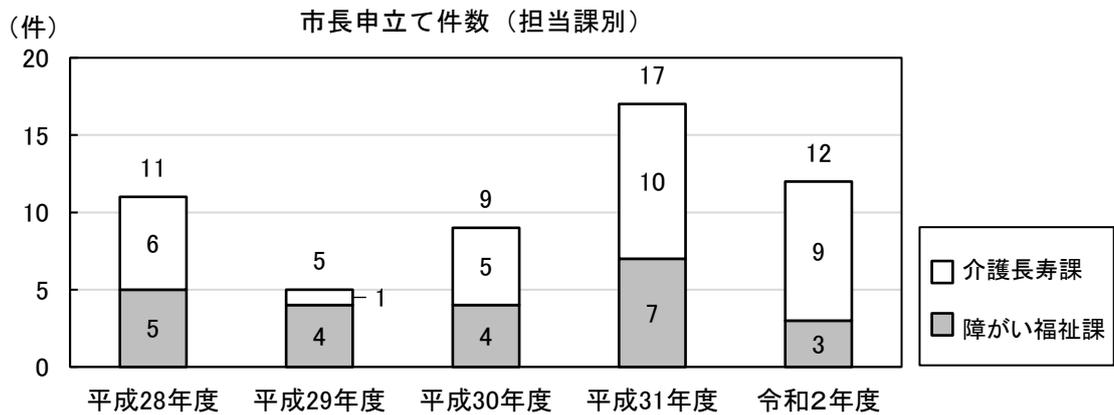
(※各数値の時点については、「令和3年度うるま市福祉事務所概要(資料：令和2年度版)」を参照しています。)



(2) 制度の利用状況

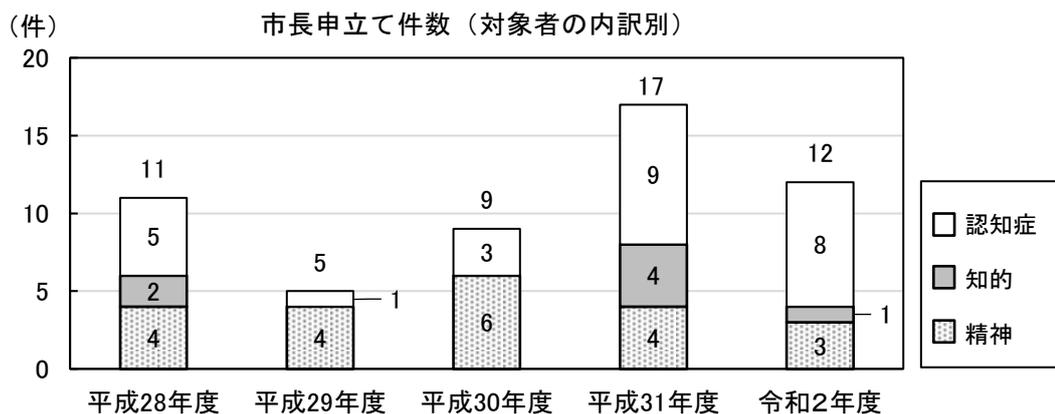
①本市における市長申立件数の推移

成年後見制度利用支援における市長申し立て件数を見ると、増減しながら推移しているものの、平成31年度は17件と過去5年間で最も多いです。また令和2年度は12件ですが、平成30年度以前と比較すると多いことが分かります。



②対象者の内訳別の推移

市長申し立て件数を対象者の内訳別で見ると、「認知症」で増加の傾向が見られます。高齢者については、今後75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれており（※「第8期介護保険事業計画」より）、年齢が上がるにつれて認知症の有病率も上昇することから、成年後見の利用が増えることも予測されます。



(3) 相談件数

成年後見制度に関する相談件数は、令和2年度では413件であり、3年前の平成29年度と比べて233件増加しています。相談件数は、毎年増加傾向にあることが分かります。

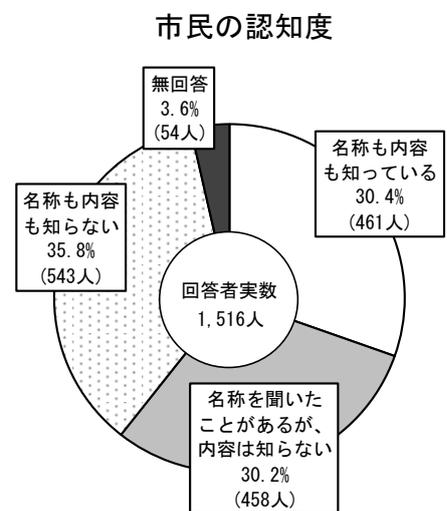
(実件)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
介護長寿課	98	100	144	177
地域包括支援センター	63	83	129	194
障がい福祉課	19	20	23	42
総数	180	203	296	413

(4) 制度認知の状況

① 市民の認知度

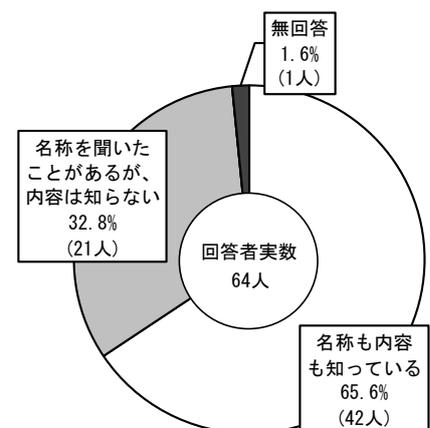
市民意識調査の結果から成年後見制度の認知度を見ると、「名称も内容も知っている」が30.4%ありますが、「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」と「名称も内容も知らない」を合わせると66%を占めており、成年後見制度について広く周知を図ることが重要です。



② 市内福祉事業所の認知度

介護保険の居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)や障害福祉サービスの計画相談支援事業所(相談支援専門員)といった、福祉事業所関係者の成年後見制度の認知度を見ると、「名称も内容も知っている」が65.6%と大半を占めているものの、「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」が32.8%もあります。福祉事業所関係者は、本人やその家族等から成年後見制度に関する相談を受ける機会があるため、日常生活上の援助などを行う支援者にも、制度への理解を深める取り組みが必要です。

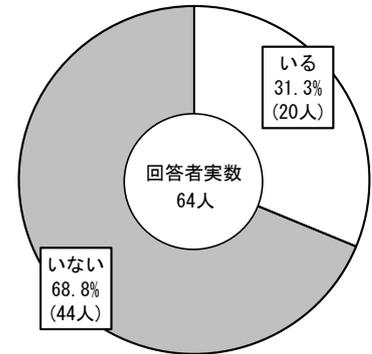
市内福祉事業所の認知度



③成年後見制度利用状況について

福祉事業所関係者に対し、現在、支援している要介護者及び障がい者の方の成年後見制度利用状況を尋ねたところ、利用している方が「いる」が31.3%、「いない」が68.8%となっています。

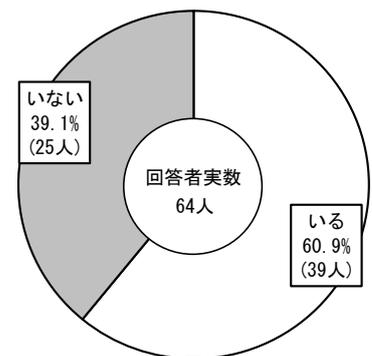
支援している方の
成年後見制度利用状況



④成年後見制度が必要と思われる方について

福祉事業所関係者に対し、現在、支援している要介護者及び障がい者の方のうち、今後、成年後見制度の利用が必要と思われる方について尋ねたところ、「いる」(利用が必要と思われる)が60.9%、「いない」(必要でない)が39.1%であり、利用の見込みが高いことがわかります。

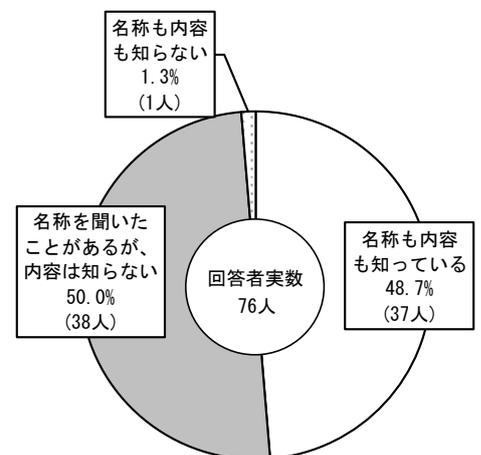
支援している方で、成年後見制度の利用が今後、必要と思われる方について



⑤民生委員・児童委員の成年後見制度の認知度

民生委員・児童委員の成年後見制度の認知度を見ると、「名称も内容も知っている」48.7%、「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」が50.0%となっています。名称を知っている割合は全体の99%近くを占めていますが、内容まで理解している割合は半数程度であるため、地域の相談役である民生委員・児童委員にも理解を深めていく必要があります。

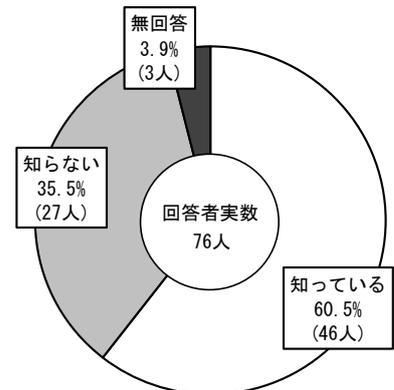
民生委員・児童委員の
成年後見制度の認知度



⑥民生委員・児童委員の成年後見制度の相談先の認知度

民生委員・児童委員の成年後見制度に関する相談先の認知度を見ると、「知っている」60.5%、「知らない」が35.5%となっています。相談先の認知度は6割程度にとどまっており、相談を受け、つなぐ役割の民生委員・児童委員の資質向上のために、相談先の認知度を上げる必要があります。

民生委員・児童委員の
成年後見制度の相談先の認知度



(5) うるま市の課題

近年、高齢化率の上昇や療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加から、成年後見制度の重要性は増していくものと考えられます。うるま市権利擁護センター(社会福祉協議会)や関係機関の連携を強化し、制度を広く周知し市民の生活の中に定着させていくことが求められます。

そのためにも、国の基本計画にある広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能を担う中核機関の整備と地域連携ネットワークづくりが必要です。

5. 計画のめざす姿と施策の方向性

- 1 基本理念 (第四次うるま市地域福祉計画・第4次うるま市地域福祉活動計画)
誰もが共に支えあう“いーやんべー”のまちづくり
- 2 基本方針 (うるま市成年後見制度利用促進基本計画)
「一人ひとりの権利擁護と成年後見制度を理解し、
支援の必要な人を見逃さない地域連携ネットワークづくり」

誰もが人権や財産などの権利が守られ、住み慣れた地域で自分らしい生活を送り、安心して暮らしていけるよう、市民一人ひとりが権利擁護と成年後見制度を理解するとともに、成年後見制度が、判断能力が不十分な高齢者や障がい者等を支える重要な手段として利用促進が図られるよう整えていきます。

また、地域全体の見守り体制により、支援の必要な人を発見し、適切な支援へとつなげていく地域連携ネットワークの構築を図ります。

(1) 施策の柱と具体的な取り組み内容

施策目標① 成年後見制度についての広報・周知の充実

【具体的取組内容】

地域福祉計画や高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画に掲げるホームページや広報等による周知の取組を推進し、権利擁護と成年後見制度についての理解促進を図ります。また、制度を必要とする人がいても、本人や親族、福祉関係者等が制度について知らない場合や理解が十分でない場合もあるため、研修会や講座など、広く制度の周知を行います。

施策目標② 中核機関の整備

【具体的取組内容】

地域連携ネットワークを構築するにあたり、市の権利擁護・成年後見の中核となる機関が必要であることから、様々なケースに対応できる法律、福祉等の専門知識を持ち、地域の関係機関との連携・調整等を行う中核機関を設置します。

中核機関は、福祉政策課に設置し、市権利擁護センター(社会福祉協議会内)においても中核機関の役割を担ってもらい地域連携ネットワークの推進役としての機能を果たします。

施策目標③ チーム・協議体の設置

【具体的取組内容】

地域連携ネットワークを構築するにあたり、本人を後見人と共に支える「チーム」での対応を進めるため、親族、福祉(ケアマネジャー、相談支援専門員など)・医療機関・地域関係者及び後見人が協力し合い、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みを基本とします。

「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する協議会を設置し、地域課題の検討や調整、解決に向け継続的に協議する場の構築に努めます。

施策目標④ 地域連携ネットワークの構築・運用

【具体的取組内容】

地域連携ネットワークでは、保健、医療、福祉のほか、司法も含めた連携の仕組みづくりを行います。中核機関と地域連携ネットワークの役割として、以下を進めます。

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

権利擁護に関する支援が必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から成年後見制度の利用について市民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

また、地域連携ネットワークと中核機関は、具体的に以下の機能を担います。

ア) 広報機能

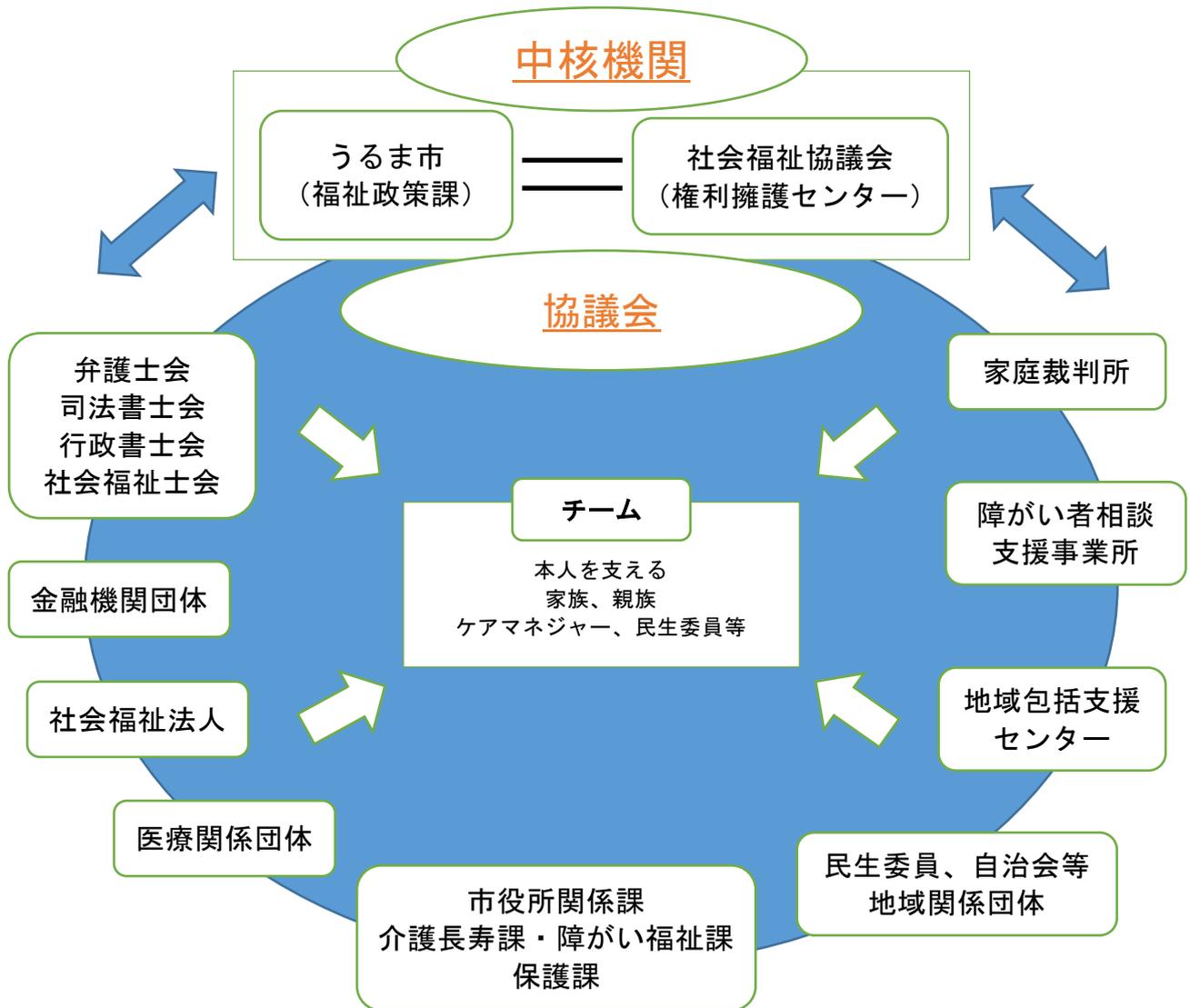
イ) 相談機能

ウ) 成年後見制度利用促進機能

エ) 後見人支援機能

これらについては、段階的・計画的に整備を構築します。

【本市中核機関及び地域連携ネットワークイメージ図】



(2) 今後の展望(中核機関やネットワーク機能の段階的な運用)

成年後見制度利用促進準備会を令和4年度に設置し、中核機関が担うべき4つ機能の構築や協議会の設置運営等に関する協議を行い、中核機関の設置に取り組みます。

- 令和3年度 成年後見制度利用促進基本計画の策定
- 令和4年度 成年後見制度利用促進準備会の設置
成年後見制度利用促進に向けた協議会の設置要綱の策定
- 令和5年度 成年後見制度に関する講演会等の開催 (継続的に開催)
広報相談機能を優先整備した中核機関の設置
- 令和6年度 中核機関における協議会の設置